

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

訓令 甲

○勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

(人事課)

一

告示

○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定

(食と暮らしの安全推進課)

二

○指定管理者の変更の届出

(消費・生活文化課)

二

○指定管理者の管理業務の一部停止

(共同参画社会推進課)

二

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(二件)

(長寿社会政策課)

三

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の一部の効力の停止

(障害福祉課)

三

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

(同)

三

○障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定の辞退

(同)

三

○認証食品の認証

(食産業振興課)

三

○県営土地改良事業の工事の完了

(農村振興課)

四

○建設業許可の取消し

(事業管理課)

四

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

(大河原地方振興事務所)

四

○教育委員会定例会の開催

(教育委員会)

五

○労働委員会

(労働委員会)

五

○地方公営企業等の労働関係に関する法律第五条第一項の規定に基づく認定

(労働委員会)

五

定

五

ページ

訓令 甲

○宮城県訓令甲第二十五号

勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年七月八日

宮城県知事 村井嘉浩

勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程(昭和五十三年宮城県訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(平成二十三年度における食肉衛生検査所に勤務する職員の勤務時間の割振りに関する特例)

5 平成二十三年七月十一日から同年九月九日までの間における別表第一第一号の表の規定の適用に

ついては、同表中

日勤	午前八時三十分から午後五時十五分まで	午後零時から午後一時まで
早番 A	午前七時三十分から午後四時十五分まで	同
早番 B	午前八時から午後四時四十五分まで	同

とあるのは、

日勤	午前八時三十分から午後五時十五分まで	午後零時から午後一時まで
早番 A	午前七時三十分から午後四時十五分まで	同
早番 B	午前八時から午後四時四十五分まで	同
早番 C	午前六時三十分から午後三時十五分まで	午前十一時三十分から午後零時三十分まで
早番 D	午前七時三十分から午後四時十五分まで	同

附則

この訓令は、平成二十三年七月十一日から施行する。

告示

○宮城県告示第五百十号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者に対する講習として、次のとおり指定した。
平成二十三年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の主催者の名称及び所在地

財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋六丁目八番二号

二 クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の開催年月日及び会場

種類	開催年月日	会場
研修	平成二十三年十一月六日	宮城県建設産業会館（仙台市青葉区支倉町二・四十八）
	平成二十三年十一月十六日	宮城県大崎合同庁舎（大崎市古川旭四・一・一）
講習	平成二十四年二月十九日	宮城県建設産業会館（仙台市青葉区支倉町二・四十八）
	平成二十三年十一月六日	宮城県建設産業会館（仙台市青葉区支倉町二・四十八）
	平成二十三年十一月十六日	宮城県大崎合同庁舎（大崎市古川旭四・一・一）

三 受講料

1 クリーニング師の研修 五千円

2 業務従事者に対する講習 四千五百円

○宮城県告示第五百十一号

公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成十六年宮城県条例第四十三号）第七条の規定により、公の施設の指定管理者から次のとおり変更の届出があった。
平成二十三年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県慶長使節船ミュージアム

二 変更事項

指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

名称	変更後	変更前
主たる事務所の所在地	石巻市渡波字大森三十番地二	石巻市渡波字大森三十番地二
名称	公益財団法人慶長遣欧使節船協会	財団法人慶長遣欧使節船協会

三 届出年月日

平成二十二年四月九日

○宮城県告示第五百十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第二項の規定により、次のとおり指定管理者による管理の業務の一部の停止を命じた。
平成二十三年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県慶長使節船ミュージアム

二 指定管理者の名称及び所在地

公益財団法人慶長遣欧使節船協会

石巻市渡波字大森三十番地二

三 管理の業務の停止の内容

宮城県慶長使節船ミュージアムの管理の業務のうち施設の利用料金の徴収・収納業務の停止

四 停止の期間

平成二十三年四月二十日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。
平成二十三年七月八日

平成二十三年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 やすらぎ

代表者の氏名 佐藤 和子

二 主たる事務所の所在地 角田市佐倉字下土浮五十二番地三

三 定款に記載された目的

この法人は、障害者や高齢者に対するグループホーム・ケアハウス等の在宅介護事業や身寄りのない老人を対象にした宅老所の運営により高齢者の生きがい探しの支援を行い、地域と社会の福祉の増進を図る。また、乳幼児・児童を対象とした託児所の運営事業を行い、通常保育、一時保育を通して子育てを支援し、子どもの健全育成を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

四 申請のあった年月日

平成二十三年六月六日

○宮城県告示第五百十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十三年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 童里夢

一 代表者の氏名 守 利 盈

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区芋沢字青野木五二〇

三 定款に記載された目的 この法人は、知的障害のある人たちに対して、地域の暮らしのなかで人間としての尊厳を保ち、自己決定・自己実現が図れるよう必要な支援を行う一方、障害の有無を越えた交流活動や自立の促進に関する事業を行い、互いに支えあう人間性あふれたより住みよい社会の創造に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日

平成二十三年六月二十七日

○宮城県告示第五百十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十四条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定の一部の効力を停止した。

平成二十三年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 事業者の名称等

事業者の名称	介護保険事業所番号	サービスの種類	事業所の名称及び所在地
--------	-----------	---------	-------------

社会福祉法人国見会

〇四七五二〇〇二八五

居宅介護支援

くにみケアプランセンター
仙台市青葉区国見六丁目四十五番二十五号

二 指定の効力の停止の内容

平成二十三年六月に受けたサービスに係る居宅介護サービス計画費を請求する者以外の者に対する指定の効力の停止

三 停止の期間

平成二十三年八月一日から同年十月三十一日まで

○宮城県告示第五百十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十三年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号

〇四一五五〇〇八〇〇

事業所の名称及び所在地

訪問介護センター
すまいる
仙台市泉区高玉町二番地の二十九

指定障害福祉サービスの種類

居宅介護
重度訪問介護

設置者名

一般社団法人
日本福祉支援
協会

指定年月日

平成二十三年
七月一日

○宮城県告示第五百十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十七条の規定により次のとおり指定障害者支援施設の指定の辞退があったので、同法第五十一条第三号の規定により告示する。

平成二十三年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	施設の名称及び所在地	施設障害福祉サービスの種類	設置者名	辞退年月日
〇四一〇五〇〇〇六〇	第二高松園 気仙沼市唐桑町只越 三百六十六番五号	知的障害者入所 更生施設	社会福祉法人 洗心会	平成二十三年 九月三十日
〇四一五二〇〇二九四	高砂はげみホーム 仙台市宮城野区福室 七丁目八番地二十号	知的障害者通所 更生施設	社会福祉法人 仙台はげみ会	平成二十三年 九月三十日

○宮城県告示第五百十八号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十三年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	品目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
百一十	しそ巻き（みそ）	七福 佐々木米子	七福	大崎市三本木字西沢十八の十
百四十	宮城県産 仙台味噌	株式会社佐々重 代表取締役社長 佐々木淳一	仙台味噌醤油株式会社 社わさび沢工場	大崎市松山金谷字山藁沢東六の一
百五十	仙台牛	株式会社栄和 代表取締役 公平弘	株式会社栄和日の出 Factory	仙台市宮城野区日の出町二丁目二番五号

二 認証年月日

平成二十三年六月二十三日

○宮城県告示第五百十九号
 県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十三年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
小山田川沿岸	県営基幹水利施設ストックマネジメント事業	平成二十三年二月十六日
迫川上流	国営附帯県営かんがい排水事業	平成二十三年四月二十日
迫川上流3期	国営附帯県営かんがい排水事業	平成二十三年四月二十日

○宮城県告示第五百二十号

建設業法（昭和二十四年法律第九号）第二十九条の二第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十三年七月八日

一 許可を取り消した年月日

平成二十三年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 建設業者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設番号	許可している建設業の種類	建設年月日
株式会社サンクウセブン 熊坂 傳	仙台市若林区荒町一五七番地	般・二十一万八千三百七十七号	一般建設業 内装仕上工事業	平成二十一年一月十三日

三 許可取消しの原因

建設業者の営業所の所在地を確認できないので、その事実を告示（平成二十三年宮城県告示第九百八号）したが、当該告示の日から三十日を経過しても当該建設業者から申出がないため。

○宮城県告示第五百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、蔵王町土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十三年七月八日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 山 田 義 輝

一 就任した者

就任年月日	氏名	住所	役職名
平成二十三年六月二十一日	鹿島 茂	刈田郡蔵王町大字小村崎字十郎田十三番地	理事
平成二十三年六月二十一日	樋口 俊彦	刈田郡蔵王町大字平沢字大橋二十四番地一	理事
平成二十三年六月二十一日	佐藤 成一	刈田郡蔵王町大字小村崎字後原二十番地	理事
平成二十三年六月二十一日	村上 修一	刈田郡蔵王町大字平沢字山ノ入百六十三番地	理事
平成二十三年六月二十一日	村上 秀三	刈田郡蔵王町大字平沢字台屋敷四十番地	理事
平成二十三年六月二十一日	鈴木 功一	刈田郡蔵王町大字小村崎字磯ヶ坂三十九番地	理事

平成二十三年六月二十二日	村上 敏幸	刘田郡蔵王町大字小村崎字狐塚一四番地一	理事
平成二十三年六月二十二日	村上 八三郎	刘田郡蔵王町大字平沢字湯口六十七番地一	理事
平成二十三年六月二十二日	若生 進	刘田郡蔵王町大字内田字田町前五十八番地一	理事
平成二十三年六月二十二日	鈴木 敬	刘田郡蔵王町大字小村崎字鍛冶屋敷三十九番地	理事
平成二十三年六月二十二日	佐藤 長成	刘田郡蔵王町大字内田字屋敷三番地	監事
平成二十三年六月二十二日	村上 一郎	刘田郡蔵王町大字小村崎字青木屋敷二十六番地	監事

二 退任した者

平成二十三年六月二十二日	鹿島 茂	刘田郡蔵王町大字小村崎字十郎田十三番地	理事
平成二十三年六月二十二日	樋口 俊彦	刘田郡蔵王町大字平沢字大橋二十四番地一	理事
平成二十三年六月二十二日	佐藤 成一	刘田郡蔵王町大字小村崎字後原二十六番地	理事
平成二十三年六月二十二日	村上 修一	刘田郡蔵王町大字平沢字山ノ入百六十三番地	理事
平成二十三年六月二十二日	村上 秀三	刘田郡蔵王町大字平沢字台屋敷四十六番地	理事
平成二十三年六月二十二日	鈴木 功一	刘田郡蔵王町大字小村崎字磯ヶ坂三十九番地	理事
平成二十三年六月二十二日	村上 敏幸	刘田郡蔵王町大字小村崎字狐塚二十四番地一	理事
平成二十三年六月二十二日	村上 八三郎	刘田郡蔵王町大字平沢字湯口六十七番地一	理事
平成二十三年六月二十二日	若生 進	刘田郡蔵王町大字内田字田町前五十八番地一	理事
平成二十三年六月二十二日	鈴木 敬	刘田郡蔵王町大字小村崎字鍛冶屋敷三十九番地	理事
平成二十三年六月二十二日	佐藤 長成	刘田郡蔵王町大字内田字屋敷三番地	監事
平成二十三年六月二十二日	村上 一郎	刘田郡蔵王町大字小村崎字青木屋敷二十六番地	監事

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十四号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十三年七月八日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

一 日時 平成二十三年七月十五日 午後一時三十分

二 場所 教育委員会会議室

三 事件

職員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二・二二一・三六一一）

労働委員会

○宮城県労働委員会告示第一号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定により、仙台市立病院の職員が結成し、又は加入する労働組合について、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を平成二十三年六月二十三日次のとおり認定した。

なお、平成元年宮城労委告示第三号は、廃止する。

平成二十三年七月八日

仙台市立病院	勤務箇所
院長、医療管理監、理事、 級の者に限る。科部長、 係長、総務課職員係長、 担当の主査、主任及び主事 次長、副院長、部長、参事、課長、室長、 課長、副部長、副科長、主幹、医長、総務課総 経営管理課企画財務係長、総務課人事及び労務 労働組合法第二条第一号に規定する者	

宮城県労働委員会
 会長 菅 原 通 孝